



平成30年9月21日
海上保安庁

ジブチ沿岸警備隊への能力向上支援について(結果概要) ～我が国の重要なシーレーンの安全確保に向けて～

海上保安庁では、平成30年8月31日から9月14日の間、当庁職員等5名を JICA 短期専門家としてジブチ沿岸警備隊に派遣し、日本政府から供与した巡視艇の運航要員等を対象に、海上犯罪の取締り等に必要な能力の向上支援を実施しました。

海上保安庁では、独立行政法人国際協力機構(JICA)によるジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト^{※1}の一環として、平成25年から定期的に職員を短期専門家としてジブチ共和国に派遣し、能力向上支援を行っています。

第9回目となる今回は、指導経験が豊富な現場の職員に加え当庁OBをジブチ沿岸警備隊へ派遣し、海上における法執行に必要な制圧術や、日本政府から供与した巡視艇を用いたえい航等について技術指導を実施しました。

ジブチ共和国は、年間約18,000隻(そのうち約1,300隻は日本関係船舶等^{※2})が通航するアデン湾と紅海を繋ぐ海上交通の要衝に位置しており、同国の海上保安能力の向上は、当該海域の治安の維持のみでなく、我が国のシーレーンの安全確保にも繋がります。

当庁としては、「自由で開かれたインド太平洋戦略」が目指す法の支配に基づく自由で開かれた海洋秩序の維持・強化に寄与するため、ジブチ沿岸警備隊が海賊事案をはじめとした様々な海上犯罪に的確に対応できるよう、今後とも支援していきます。

※1 ジブチ沿岸警備隊能力拡充プロジェクト

平成22年12月に設立されたジブチ沿岸警備隊に対し、必要な資機材や技術等を支援するため、平成25年にJICAによって開始されたプロジェクト。

※2 日本関係船舶等

日本籍船、日本の会社が運航する外国籍船及び日本の会社が100%出資する海外子会社が運航する外国籍船。

1 派遣者(5名)

本庁警備救難部国際刑事課職員	1名(団長)
第三、六管区部署職員	3名
当庁OB	1名

2 日程

平成30年8月31日(金)～9月14日(金)の間

3 派遣国

ジブチ共和国

4 これまでの派遣実績

第1回:平成25年 9月	国際法等の講義のため3名派遣
第2回:平成26年 8月	鑑識技術、制圧術の指導のため5名派遣
第3回:平成27年 2月	鑑識技術、制圧術の指導のため5名派遣
第4回:平成27年10月	捜査技術、制圧術の指導のため5名派遣
第5回:平成28年 1月	捜査技術、制圧術の指導のため5名派遣
第6回:平成29年10月	国際法等の講義のため3名派遣
第7回:平成30年 2月	船艇の安全運行、維持管理の指導のため7名派遣
第8回:平成30年 7月	訓練計画作成方法の指導のため1名派遣

5 派遣先での様子



訓練打合せ



日本政府から供与した巡視艇2隻による訓練



船艇の維持管理指導



制圧術訓練終了後の集合写真